

三重県国土利用計画審議会議事録

日時：令和2年11月19日（木）9：00～10：05

場所：津市羽所町700番地 アスト津4階 アストプラザ会議室1

出席委員（五十音順）

浅野 聰（国立大学法人三重大学大学院工学研究科教授）
伊藤 登代子（株式会社キャリア・プレイス代表取締役）
鵜飼 みわ（三重県農村女性アドバイザー）
大萱 宗靖（三重県林業研究グループ連絡協議会会長）
小笠原まき子（桑名商工会議所副会頭）
片岡 浩司（不動産鑑定士）
木村 京子（三重県環境学習情報センター副センター長）
新海 洋子（一般社団法人SDGs コミュニティ代表理事）
田中 俊充（三重交通株式会社取締役）

【司会（事務局）】

定刻となりましたので、ただいまから三重県国土利用計画審議会を開催させていただきます。

司会を務めさせていただきます地域連携部水資源・地域プロジェクト課の前田でございます。早朝の開催となりご足労をおかけしました。

それでは、開催にあたり参事兼課長の山口からご挨拶申し上げます。

【事務局あいさつ】

三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課長の山口でございます。

皆様におかれましては、三重県国土利用計画審議会委員にご就任いただき、誠にありがとうございます。本日は令和2年1月22日に審議会委員の改選により就任をいただいたから初めて開催する審議会となります。

本日は会長を専任いただきまして、その後「三重県土地利用基本計画」の計画図変更についてご審議いただきたいと考えております。

（資料確認と委員紹介）

【司会（事務局）】

本日は、委員数12名のうち9名ご出席いただいており、三重県国土利用計画審議会条例第5条第2項の規定により、過半数の出席をいただいて本会議は成立しております。

続きまして、現在傍聴希望者の有無について確認を行っております。附属機関等の会議につきましては、三重県情報公開条例に基づき「原則公開」と定められておりますが、今回は傍聴者がいないようですので、このまま進行させていただきます。

それでは、早速ですが初回ということですので、会長の選出をお願いいたしたいと思います。（会長の職務を運営規定、専決基準にて説明）

三重県国土利用計画審議会条例第4条第1項には、委員の互選によってこれを定める、とありますので、議長が選出されるまでの間は事務局で進めてまいりたいと思います。

先ほども申し上げましたが、委員の互選となっておりますがいかがいたしましょうか。

（片岡委員から、浅野委員を会長にとの推薦があり、全委員が了承し、浅野委員も承諾）

【司会（事務局）】

それでは会長が決まりましたので、これにより議事は審議会条例第5条第1項の規定により浅野会長にお願いいたします。浅野会長、会長席の方へご移動お願いします。

【浅野会長】

よろしくお願ひいたします。皆様、改めましておはようございます。今日はお忙しい中、第56回三重県国土利用計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。私、ご縁がありまして、前回もこちらの会長をさせていただき、引き続きさせていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、お手元の資料に基づき進めていきたいと思いますので、ご意見などございましたら適宜よろしくお願いします。事項書4番目の「議事」ということで、第1号議案「三重県土地利用基本計画（計画図）の変更について」を事務局から説明をお願いします。

【事務局】

いなべ市の都市地域の拡大・縮小、
桑名市、鈴鹿市、松阪市、名張市、菰野町の農業地域の拡大・縮小、
明和町と松阪市にある「祓川（はらいがわ）」の自然保護地域の拡大案件を説明

【事務局（補足説明）】

第1号議案のご審議をいただく前に、事務局の方から補足をさせていただきます。現在、この審議会と併行して、国の方にも申請する必要があり、国交省との協議を行っております。協議過程では国交省で管理する図面と面積等のすり合わせが必要で、図面は変わらないのですが、5地域が重なり合う箇所の面積計算で解釈が多少異なる可能性がございます。その際には、改めて数字の増減だけでお集まりいただくわけにはいきませんので、修正後

の数値を後日ご報告させていただく手法を考えております。ご承知いただきたいということでございます。

それと、お手元に「三重県国土利用計画審議会運営規定」と「三重県国土利用計画審議会専決基準」というものをお配りしておりますが、平成25年からは運営規定の第6条に基づき、会長による専決基準を設けております。この基準に沿いますと、今回の議案は「計画図面」のみの変更で、計画そのものの変更ではないことから、本来は「会長専決」でお諮りし、委員の皆様にはその結果をご報告させていただく手順を通常としております。

ただ、今回は改選後第1回目ということで、会長の互選が必要となっていましたので、専決基準の内容ではありますが、ご審議いただく形をとっております。事務局からの補足は以上です。それではご審議の方よろしくお願ひいたします。

【浅野会長】

はい、説明どうもありがとうございました。

前回の審議会メンバーの時には、国土利用計画法について勉強したんですよね、新海さんからも色々質問いただいて。5つの国土に関しても法律があって、それぞれ個別法に基づいて地区指定をして、審議会も持っていると。そういった状況の中で、この審議会の位置付けはどうあるべきか議論してきたので、名簿に「二期」とか「三期」とある方はわかるかと思うのですが、「一期」の方だと先ほどの短い説明ではちょっとわからなかつたのではないかなと思います。私ちょっと心配をしておりまして、新メンバーとなって半分ぐらいの方が入れ替わったと、基本的なことでご不明なことがあれば、事務局の方に質問していただければと思います。

あの、私の感想ですけど、最初に国土利用計画の個別の法があって、こういう風に日頃から指定されていて、三重県の国土利用計画審議会は調整する場である、という説明があると理解しやすいのではなかったかと思います。我々としては、ここで白紙の議論するわけではないですね。個別の案件がきちんと手続きに則って変更されているということを確認して、全体として矛盾がなければ問題なしと、そういったことも最初に説明があるとよかったです。

国土利用計画審議会は色々な法律が絡み合っていて、個別法の審議会よりもちょっと複雑で難しい点があるんですけども、委員の方からご質問がありましたら。

【木村委員】

ちょっとわからないところがあるんで、簡単に説明していただければ。

59ページに「祓川自然環境保全地域」の拡大ということで、塗ってある所が「拡大」ということだと思いますが、それまでに指定されていたところは、これより北側なのか南側なのか、位置関係が分からぬるので、それだけ教えていただきたいのですが。「拡大」ですからこれ「全部」ではないんですね。

【事務局】

この地域だけなんです。「追加」になったわけではなくて、祓川ってもうちょっと長いのですが、このエリアだけがそういう保全地域になったと。

【木村委員】

私は（元から保全地域があるところの）拡大と解釈したんですけど。

【事務局】

こちらの地域につきましては「三重県全体」で面積を把握しております、今回「祓川」が（新たに）指定されたということで、「三重県全体の中から拡大」したと、「増えた」という形になります。

【木村委員】

「三重県全体の自然環境保全地域」という中で、これが増えたと。

【事務局】

はい。

【木村委員】

でも、何年も前から「自然環境保全地域」になってますよね。

【事務局】

そうですね。これまで「指定」はされていたんですが、今回図面等を精査させていただいた結果について、今期初めて地区に入れ込ませていただいたという形でございます。

【木村委員】

そういうことですね。わかりました。

【浅野会長】

今の木村委員のご質問で私もよく理解しましたけど、「新規指定」と書いていただいた方が分かりやすかったですね。

【木村委員】

そうです。「拡大」とだったので。

【事務局】

補足の説明の中でも、そういう形で説明させていただきます。心がけます。

【浅野会長】

これ以外の場所については、増やしたり減らしたりするということですね。

【事務局】

はい。

【大萱委員】

勉強不足ですみません。私一期目で初めてなんんですけど、どういった案件をこの審議会で議論していくのか、簡単に説明していただけるとありがたいんですけど。

【事務局】

第1号議案の大元になります「土地利用基本計画」について簡単に説明させていただきたいと思います。本日参考資料としてお配りしました「土地利用基本計画制度について」という、国交省が作成して公開しているものなんですが、この審議会でご議論いただきます「土地利用基本計画」の位置付けとしましては、資料の表紙をめくっていただきますと、先ほど会長からもご説明があったかと思いますが、中央あたりに「土地利用基本計画」と書かれておりまして、全都道府県で作成する計画となっております。

この基本計画の中で、都道府県レベルでは「土地利用の調整」と「枠付け」を方向づけすることになっているんですけど、県内を都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、そして自然環境保全地域の5つの地域に分類した上で、そのエリアを調整したり、各地域の土地の利用について基本的な方向性であったり、調整方針について取りまとめると、これが「土地利用基本計画」というものでございます。こちらの資料では1ページから6ページあたりまでが「土地利用基本計画」についての説明が載っております。

そして、8ページ目をご覧いただきたいと思います。右側の囲みの部分でございます。左側が先ほどご説明した「土地利用基本計画」になるんですが、会長からご説明があったように、個別の地域には個別の法律があるということで、5つの地域にはそれぞれ規制する法律があって、例えば「都市地域」であれば「都市計画法」があって、「農業地域」であれば「農業振興地域の整備に関する法律」等々ございます。また、県庁組織におきましても、それぞれの法律についてはそれぞれ担当課がありまして、そこが事務を行っております。本日「幹事」として出席しているところの多くは、個別法の担当課が出席しているということでございます。こういう形をとって、5つの地域全体に影響を及ぼすような変更を加える際には「土地利用基本計画」に即して行うということで、一つの法律の中で行われることであればそこでやるんですけど、全体に関わってくるようになると土地利用基本計画に基づいて行う、というような形でご理解いただければと思います。

【事務局（補足説明）】

これに加えまして、少し補足させていただきたいのですが、（土地利用基本計画とは別の）個別法に基づく地区の計画や土地利用の計画と重なった場合、どういった調整の方法で進めていくか、「調整方針」を決めるのがこの審議会の所掌事務となっております。

具体的には「三重県土地利用基本計画」の最終のページに「早見表」というか、調整指導方針が出ておりますけれど、「都市地域」が「農業地域」と重なった場合の調整方針は、①と書かれている部分なんですが、「土地利用も現況に留意しつつ、農業上の利用と調整を図りながら都市的な利用を認める」とか、調整の基本となるような考え方を定義いただいております。この審議会におきましては、調整が必要な事項についてご審議いただく形となっております。

【大萱委員】

ありがとうございました。

【浅野会長】

難しいですが、また時間があるときに見ていただいて、またわからないことがあれば、また問い合わせていただければと。

【新海委員】

「この審議会は何をするところ？」というのはご説明いただいたんですけど、結局、今日の審議内容については「土地利用基本計画には沿ってるもの」とみなされているわけですよね。「各部署もOK」なんですよね。じゃあ（この審議会で）すべきことというのは、その上で「これでいいか？」ということを議論したい、ということなんでしょうけど、現時点では何が課題かがわからないのに、何を議論したらいいのかちょっとわからない。

資料を見る限りでは、そんなに課題があるようには見えないんですけど、県として「この点が実は…」というのがあれば、それに沿って意見を言いたいと思いますし、県としてはほぼOKなんだけど、お気づきの点はありますか、という趣旨であれば、その点についてお聞かせいただきたいですね。

それから、結局のところ7ページをみると、今回の変更点というのは差引面積90haが変わることですね。そのことが三重県土にどういう影響を与えるのか、というところがよくわからないんですよね。このへんのところはお聞かせいただければ全体像として見えるのかなと。前の審議会の時にもお話したんですけども、多分この基本計画に書いてあることは「ごもっともだ」と思っているんですけど、こういう「細かな変容」がこの計画とつながっていて、三重県がどう県土を使おうとしているのかがわかりにくいし、それについて何を言つたらいいのかがわからない。

3点目です。雇用場とか人口減少とか大きなバックグラウンドがある中で、三重県土をどうやって利用していくかについてはもちろん書いてあるんですけど、その「大きなも

の」と、この変更がどうリンクしているのか、どう関連付けて議論したらしいのか、事務局でも、先生でもよろしいのですが、お聞かせいただければと思います。

【浅野会長】

前半と後半の指摘があったかと思いますので、まず前半の「今回の変更について、事務局として何か問題があるのかどうか」という点について、事務局から。

【事務局】

そちらにつきましては、冒頭の専決基準のくだりでご説明させていただいたかと思うんですけど、今回の変更につきましては、それぞれの個別法の中で、改めて調整が必要な事項である、というふうには考えておりません。そのため「専決にあたる」という形で考えております。

次に「数字の変化・動向」が三重県にどのように影響するか、という点につきましては、(今回の変更は) それぞれの個別法が目指している方向性を大きく逸脱するものではなく、県政策の中で動いていると判断しております。

今後、こういった数字の変更がどのような形になっていくか、ということなんですが、今動いている数字から大きな変動があるとは考えておりません。ただですね、確かに色々な環境問題、土地開発の利用が変わってきているということ、心配されていますのは「農地が減っていってるんじゃないかな」という話とか、「森林はどうなんだ」というところは、それぞれの施策の中で把握に努める中で、全体バランスとして総合的に再調整を必要とする段階にはない、という形で考えております。

【新海委員】

私はつかりしゃべってすみません。多分木村さんも同じ関係（分野の委員）で、「生態系」とか「生物多様性」の調和みたいなところで、今回排出ターゲットをクリアできない日本という国、世界的にもかなり開発が進んでいて、多分三重県の中でも経済優先の時にあるでしょうから、開発していくこうとするんでしょうけど、自然環境の価値と経済的な価値をどうやって照らし合わせてリンクさせていくかを考えなければ、開発行為はどんどん進むわけなので、今後開発が拡がった時に議論すべき点が出てきたら、（専決ではなくて審議会に）ご提出いただきたい。（今回は）これを見る限り「点在」した開発なので、どこに影響があるかよくわからないです。

自然環境の方は、生態系ネットワークを作つてつなごうとしている。そこに開発が入った場合どうしていくかという議論は必要ですが、今地図を見ていると点在してますよね。これだと問題ないかと思いますが、これがつながった時にちょっと心配だと思います。

【浅野会長】

ミクロとマクロ、どちらも大切ですよね。

後半の部分は新海さんからのご意見ということでよろしいですか。

【新海委員】

はい。

【浅野会長】

専門分野の片岡委員どうですか。

【片岡委員】

私は、専門というより「土地利用基本計画」を利用させていただく立場ですので、特にございません。

【浅野会長】

色々ご意見をいただきましたけれど、私、都市計画審議会の委員もやっているんで、この審議会がこういった議論をするというのがわかるんですが、委員の皆様は専門分野それぞれ違いますので、ここだけしか出席していないと、ここへ上がってくるまでの個別法の手続きがどうだったとか、説明がないとわからないので審議しにくい、ということはあるかと思います。（事務局には）以前から、委員の方へそのあたりの説明からお願いしますと言ってきたんですけど、引き続き三重県の国土利用計画審議会が開催される時には、前段の部分をもうちょっと丁寧に、個別法の手続きがこうやってきちんとできていると説明していただくと、（委員の方も）安心されるのではないかと。

この変更が然るべきところで審議され、手続きされていると、当然個別法の手続きで縦覧・公告とか公聴会とかしていて、地元の関係者の方もそこで議論したものがここに上がってきているんだと、そういう説明をしていただくと、この審議会として機能するのではないかと思います。事務局の方で改善の努力をお願いします。

それから、今回は大規模な変更ではないので、全体的には問題ないかなと思っているんですけど、皆さん7ページを見ていただきたいのですが、冒頭にこれを説明していただくと理解しやすかったのではないかと 思います。

今回、一部の地域を拡大して一部を縮小すると、差し引きどれくらいで、現行と変更後の面積のパーセンテージを見比べたら、今回は数十haの変更なので、パーセンテージにはほとんど影響ないと。また、都市地域とか自然環境保全地域とか「大きな視点からの変更」はなくて、ミクロの視点では元々重複があって、改善すべきところが改善されてきたということが7ページのパーセンテージから確認できるということなんです。5地域の計が170.3%とありますが、5つの地域はちょっとずつ重複しておりますので、合計して100にならないのが土地利用基本計画の面積であると、今回170.2%となって重複部分を0.1%改善したと、そういう説明をしていただくとよかったです。

繰り返しになりますが、重複は極力しないのが理想です。国土利用計画法ができたのが1970年代なんですけど、その前から個別法はあって、地区指定が先行しているので、調整する国土利用計画法は後追いになった結果、足して100%にならないのが現状です。過剰に重複しているのは本来の姿ではなくて、例えば都市地域と農業地域、重複しないのが理想ですが、戦前から農業は行われていますし、都市計画法も大正時代からあって、その頃は国土全体を調整するという考え方はありませんでしたので、昭和の高度成長の時に個別法を調整しないといけないという時代によくなって、今回170.3%の重複が調整により0.1%減らすことができたと、きちんとした個別法の手続きを踏んで、地元での了解も得てやられているので特に問題はないんだということを、この場で確認していただいたということだと思います。この7ページの表も説明していただくと、県全体の今的位置づけですよね、委員の方に確認していただけると思います。私からの補足意見は以上です。私からの反対意見はありません。

【木村委員】

しつこくてすみません。わからないことを教えてください、素人なもんで。

祓川ですけど、自然環境保全地域になってから何年も経っていると思いますけど、どうして空白の期間、私にとっては長いと思うんですけど、変更があってから審議会で議論されるのに大分経っているという感覚なんですが…。

【事務局】

委員の方おっしゃるとおりでして、通常こうした指定があれば速やかに翌年度、といった形になるわけでございますけれど、今回図面の調整等の手続きに時間がかかりまして、今回の審議になってしましましたことをお詫び申し上げます。

【浅野会長】

なんか問題があったわけではないんですよね。

【事務局】

ないです。

【浅野会長】

他にご質問、意見はありませんか。

【新海委員】

平成20年に決まってるわけじゃないですか。10年ちょっととかかって、その理由は色々あったんだろうと思うんですけど、今になって説明されると「何で?」ってなるじゃないですか。

ほかの案件でもこういったことがあるのなら、「継続審議します」とか「継続案件あります」と言ってもらえたなら認識できるのにと思います。

【事務局】

今後気を付けてまいります。

【新海委員】

時間がかかるのはわかるんですけど。

【浅野会長】

(審査機関が) あまり長くなったら、その理由を審議会で説明していただくようお願いします。そうすることで、委員の皆様の理解が深まるのではないかと思います。

・ 私見ですけど、自然環境保全地域が追加されること自体は珍しいことなので、取組はいいと思います。

他に意見はございませんか。なければ第1号議案ですが、委員の皆さん内容を確認いただいたということで、原案のとおりとさせていただくということでよろしいでしょうか。

(委員了承)

【浅野会長】

事務局もよろしいですか。それでは、第1号議案については以上のような対応とさせていただきます。

議事は以上ですけど、事務局の方から何か連絡事項はありますか。

(会長代理を片岡委員、議事録署名者に田中委員と小笠原委員を推薦し、会長了承)

10:05 終了

署名 田 中 後 光

署名 小 笠 原 まき子